

# 重 要 事 項 等 説 明 書

2025 年 11 月 1 日作成

## 1. 事業主体概要

事業主体名	株 式 会 社 え が お
代表者名	代表取締役 三 浦 豊
所在地	〒014-0053 秋田県大仙市大曲花園町 21 番 19 号 電話番号 0187-86-3030 ファックス番号 0187-86-3031
資本金	25,000,000 円
会社の理念	「地域と共に」  私たちちは、その人らしい普通の生活を送るために、 その人にとって最もふさわしい方法を共に考え、地域 に暮らす者同士として安心し、笑顔があふれる生活が できる介護サービスを提供します。
他の介護保険関連の事業	(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所 ・ 2 ユニット (利用定員 18 名) えがお神宮寺 ・ 1 ユニット (利用定員 9 名) えがお大曲 えがお杉矢崎上大町館 えがお上大町  共用型(介護予防)認知症対応型通所介護事業所 えがお神宮寺 (利用定員 6 名)
他の介護保険以外の事業	なし

## 2. デイサービスセンターひびき愛の概要

事業所名	デイサービスセンターひびき愛
ひびき愛の目的	介護保険法の理念に基づき利用者様が精神的に安定し、その有する能力に応じ自立した生活を送れるよう支援、世話及び機能訓練を行い、生活機能の向上、及び社会的孤立感の解消、ならびに、そのご家族様等の身体的精神的な負担の軽減を図ることを目的とする。
ひびき愛の運営方針	<p>1 本事業所が実施する事業は、要介護状態及び要支援状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者様が可能な限り住み慣れた地域での居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者様の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。</p> <p>2 利用者様の要介護状態及び要支援状態の軽減、若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。</p> <p>3 利用者様の意思及び人格を尊重し、常に利用者様の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。</p> <p>4 事業の実施に当たっては、利用者様の所在する保険者、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する事業者、地域住民等との連携に努めるものとする。</p> <p>5 地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービス（以下、「介護サービス」という）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等へ情報の提供を行う。</p> <p>6 前5項のほか、介護保険法、基準省令、予防基準省令に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。</p>
ひびき愛の責任者	管理者 工藤 美香子
開設年月日	令和7年11月1日
保険事業者指定番号	0590800538
所在地、電話・FAX番号	〒014-0048 秋田県大仙市大曲上大町10番18号 電話 0187-86-3880 FAX 0187-86-3881
交通の便	J R 奥羽本線大曲駅下車徒歩10分
敷地概要(権利関係)	自社所有 面積 1619 m <sup>2</sup>
建物概要(権利関係)	自社所有 建物構造 木造一部二階建 延床面積 360.21 m <sup>2</sup>

緊急対応方法	介護サービスの提供を行っているときに利用者様に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに代理人やご家族、主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告します。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。	
防犯防災設備 避難設備等の概要	防災設備 防災訓練	煙感知器、消火器、避難誘導灯 年2回実施

### 3. 事業所の職員体制

職員	勤務体制	人数	保有資格等
管理者	常勤	1名	
看護職員	非常勤	2名以上	看護師、准看護師
生活相談員	常勤 非常勤	2名以上	社会福祉主任用資格、 社会福祉士、介護支援専門員
機能訓練指導員	常勤 非常勤	1名以上	看護師、准看護師
介護従事者	常勤 非常勤	3名以上	介護福祉士

### 4. ひびき愛が提供するサービスの内容

当施設では、利用者様に対して以下のサービスを提供します。

(1)営業地域 (原則として)大仙市

(2)営業日及び営業時間

営業日	* 月曜日～土曜日(祝日も営業します) ただし、8月の最終土曜日と12月31日～1月3日は休業します。
営業時間	* 営業日の午前8時30分～午後5時30分を営業時間とする。 * 送迎サービスを利用される場合は、 午前9時15分～午後4時30分で対応。 (サービス提供時間7時間15分)

※原則として上記のサービス提供時間と致しますが、利用者様の心身、その他の状況により、必要と判断されるときは、サービス提供時間、3時間以上4時間未満、4時間以上5時間未満、5時間以上6時間未満、6時間以上7時間未満を提供致します。

(3)介護保険の対象となるサービス

以下のサービスについては、介護保険負担割合証に応じた利用料が介護保険か

ら給付されます。

①入浴

- ・家庭用の浴槽で、入浴に見守りや介助を要する利用者様を援助します。

②排泄

- ・排泄の自立をうながすため、利用者様の身体的・精神的能力を最大限活用した援助を行います。

③食事

- ・自力にて摂取が困難な場合は、お手伝いいたします。

④機能訓練

- ・利用者様の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練(趣味活動、レクリエーション、リハビリ等)を実施します。

- ・地域や利用者様同士の交流も心がけ、レクリエーションや趣味活動、行事等も企画して生きがいのあるサービスを提供します。

⑤健康管理

- ・職員が健康管理のお手伝いをします。また、必要に応じて医療的ケアを行います。

⑥地域密着型通所介護計画及び介護予防通所介護相当サービス計画の立案

- ・利用者様に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、利用前に作成する地域密着型通所介護計画及び介護予防通所介護相当サービス計画(以下、「介護計画」という。)に定めます。

⑦要介護認定等の申請に係る援助

- ・事業所は、利用者様が要介護認定を受けていない場合、利用者様の意思を踏まえて速やかに要介護認定等にかかる申請が行われるよう必要な援助を行います。

- ・事業所は、利用者様が要介護認定等の更新申請及び変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう援助します。

⑧その他

- ・相談援助サービス。

(4)介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者様の負担となります。

①通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者様に対して行う送迎

②食事(おやつを含む)の提供

- ・昼食は12時ころからの提供となります。食事にかかる費用は利用者様のご負担となります。

③おむつ(持参の場合以外の、利用者様の特別な希望による場合)の提供

## 5. 介護保険対象の利用料金の種類

(1) 地域密着型通所介護費

(2) 入浴介助加算(I)または(II)

- (3)認知症加算
- (4)若年性認知症利用者受入加算
- (5)送迎減算
- (6)科学的介護推進体制加算
- (7)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) または (Ⅱ)
- (8)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) または (Ⅱ)

※ (4)～(8)は介護予防通所介護相当サービスにも適用する。

詳細は別紙料金表を参照

## 6. 利用料金のお支払い方法

- ・毎月 10 日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の 20 日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、口座振替・銀行振込の 2 つの方法があります。利用契約時にお選びください。

## 7. 利用を中止していただく場合

当事業所との契約では、契約が終了する期日は特に定めておりません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するにいたった場合は、当事業所との契約は終了し、利用者様に利用を中止していただくことになります。

- ①要介護認定により利用者様の心身の状況が自立と判定された場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由等により事業所を閉鎖した場合
- ③事業所の滅失や重大な棄損により、利用者様に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤利用者様から利用中止の申し出があった場合
- ⑥事業所から利用中止の申し出があったとき

### (1)利用者様からの利用中止の申し出

契約の有効期間であっても、利用者様からの利用の中止を申し出ることができます。諸事情で利用中止を希望される方は、前もって生活相談員までご連絡ください。また、以下の場合は即時に契約を解約・解除し、利用を中止することができます。

- ①事業所の利用料金体系に同意できない場合
- ②利用者様が入院された場合
- ③事業所もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護サービスを実施しない場合
- ④事業所もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業所もしくはサービス従事者が故意または過失により利用者様の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続したい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者様が利用者様の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合

## (2)事業所からの申し出により利用を中止していただく場合

以下の事項に該当する場合には、利用を中止していただくことがあります。

- ①利用者様が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続したい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者様によるサービス利用料金の支払が 2 ヶ月以上遅延し、また督促後も 10 日以内に支払の無い場合
- ③利用者様が故意又は重大な過失により事業所又はサービス従事者もしくは他の利用者様の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続したい重大な事情を生じさせた場合、又事業所の留意事項や同意内容を遵守されない場合
- ④利用者様が医療機関に入院した場合
- ⑤利用者様が指定介護老人福祉施設または介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護医療院に入院した場合及び地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護に登録した場合、または認知症対応型共同生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設もしくは地域密着型特定施設入居者生活介護に入所した場合
- ⑥心身の状況等から利用の継続が適切でないと判断された場合

## 8. 事故発生時の対応について

- (1)当事業所では、万一事故が発生した場合、速やかに代理人やご家族に連絡とともに主治医等から指示を仰ぐなど、生命の回復・健康回復のため、最善の措置を講じます。
- (2)当事業所では、速やかに別紙の「緊急連絡先」に連絡し、状況及び経過について誠意を持って説明いたします。
- (3)事故の内容に応じ関係諸機関への報告及び「事故(被災)報告書」を提出します。

提出先：大曲仙北広域市町村圏組合介護保険事務所  
所在地：大仙市高梨字田茂木10 大仙市役所 仙北庁舎内  
電話：0187-86-3910

提出先：秋田県長寿社会課  
所在地：秋田市山王4丁目1番1号  
電話：018-860-1363

## 9. 身体の拘束等

- ① 利用者様の心身の状況、生活のリズム等を職員全員が十分に把握し、株式会社えがお「身体拘束廃止に向けたガイドライン」を定め、できるだけ身体拘束等の行動制限を行わないように努めます。
- ② 緊急やむを得ない理由により身体拘束等の行動制限を行う場合は『身体拘束等の行動制限』についての取扱い要領に定めたとおり行います。

## 10. 虐待防止のための措置

事業所は、虐待等の発生防止・早期発見及び再発防止のため次の措置を講じます。

- ① 従業者への虐待防止に関する定期的な研修の実施
- ② 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制の整備
- ③ 虐待等が発生した場合、再発を確実に防止するための対策を検討する委員会の設置

## 11. 苦情相談及び受付機関

当施設での苦情の受付	①苦情解決責任者 管理者 工藤 美香子 ②苦情受付窓口 管理者 工藤 美香子 ③受付時間 8:30～17:30（日曜日及び8月最終土曜日、12/31～1/3 を除く） ※施設内に、ご意見箱を設置しています。 電話 0187-86-3880 fax0187-86-3881
外部苦情申し立て機関	①秋田県国民健康保険団体連合会 秋田市山王四丁目2-3 秋田県市町村会館 電話 018-883-1550 ②大曲仙北広域市町村圏組合介護保険事務所 大仙市高梨字田茂木10 大仙市役所 仙北支所内 電話 0187-86-3910 ③大仙市高齢者包括支援センター 大仙市大曲花園町1-1 電話 0187-63-1111(代)

## 12. 個人情報の取り扱いについて

利用者様及びご家族の個人情報の取り扱いについては、適正かつ適切な取り扱いの確保に必要な事項を定めた「個人情報保護に関する基本方針及び利用目的」のとおり取り扱います。

## 13. 利用者の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見を把握する取組	有
第三者による評価	無

## 14. ひびき愛ご利用に当っての留意事項

### (1)非常災害対策

火災、地震、風水害等の災害時の避難誘導は、当事業所の消防計画に沿って行います。利用者様にできる限り不安のないよう配慮いたしますので、ご安心ください。

また、セコム(株)との「火災監視サービス」契約により利用者様の安全に配慮しています。なお、危険防止のため、事業所内での火気の使用についてはご遠慮願います。

### (2)飲酒

飲酒をご希望の方は必ずご相談ください。許可された場合でも、職員の指示に従い、所定の場所で行っていただきます。

### (3)禁煙

事業所内は全面禁煙となっています。

### (4)金銭・貴重品の管理について

事業所には高額の現金、または貴重品をお持ちにならないようお願いします。盜難、紛失等のトラブルに関して、当事業所では責任を負いかねます。

### (5)禁止事項

当事業所では、皆様に安心して通所生活を送っていただくために、営利行為や宗教の勧誘、特定の政治活動を禁じています。また、ペットの持込等お控えください。

### (6)事業所・設備の使用上の注意

- ①食堂等の共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- ②故意に、またわざかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者様の自己負担により 原状を回復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。

**(7)介護保険被保険者証の確認**

利用の申し込みに当たり、利用ご希望者の介護保険被保険者証を確認させていただきます。

**(8)利用開始・継続・終了の検討**

事業所では、利用者様の心身の状況、病状、そのおかれている環境等に照らし、介護サービスが適当かについて、定期的に管理者、看護師、生活相談員、介護員等が検討し、これを記録します。

**(9)損害賠償について**

事業所の責任により利用者様に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害発生について、利用者様に故意又は過失が認められる場合には、利用者様の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められる場合に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

令和 年 月 日

事業者 大仙市大曲花園町 21 番 19 号  
株式会社えがお  
代表取締役 三浦 豊

説明者 デイサービスセンターひびき愛  
管理者 工藤 美香子

以上、デイサービスセンターひびき愛を利用するにあたり、重要事項説明書について事業者から説明を受け、内容に同意し受領します。

令和 年 月 日

利用者様	住所	
	氏名	
代理人 (ご家族)	住所	
	氏名	(続柄)